

耐震構造計算書偽装問題に関する被害者救済に関する意見書

今般の構造計算偽造問題で、夢を持って生きていくための終の棲家と思って長期ローンを組んで買った善意の住民が地獄に突き落とされ、また、近隣の周辺住民もいつ倒壊するかわからないという恐怖と不安にさいなまれるようになりました。地震大国と言われている日本において、震度5強程度の地震はいつ起きても不思議ではなく、当該建物住民のみでなく、その周辺住民の生命をも脅かす極めて悪質な行為が国の監督の下で行われる建築物の設計・施工・検査の場で起きたことについて、極めて深刻に受け止めなければなりません。

耐震偽装マンションの住民は、使用禁止命令が出され、なかば強制的に住居を失いました。国は、昨年12月に「構造計算書問題への当面の対応」をまとめ、偽装によって強度が基準の50%以下しかない分譲マンションについて、既存制度を利用し、建て替え費用の一部を支援するとしています。しかし、国の支援策にもとづいて自治体が作成した建て替え案に居住者が合意したマンションは一つもありません。既存の住宅ローンに加え、新たに2000万円を超える巨額の追加負担が求められることから、過度の不安を抱えた状態に置かれています。

耐震構造偽装問題による被害を被っている居住者にこれ以上の負担がかからないようにするとともに、欠陥住宅の再発を許さないという立場から、国民が安心して生活できる住居を確保することができるよう、被害者対策の充実に向けた特別の法的措置を講じる一方、経済的な援助も含めた被害者救済に、国を挙げて全力で取り組むことを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成18年12月8日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣

あて